

山口県最低賃金

令和7年10月16日から

時間額1,043円



使用者は、この金額より低い賃金で労働者(学生アルバイトなどを含む)を使用することはできません。

なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金が適用されます。

山口県特定最低賃金(令和6年12月15日改正)

- 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 時間額 1,116円
- 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 時間額 1,088円



下記の特定最低賃金は、今回改正された山口県最低賃金を下回るため、令和7年10月16日から山口県最低賃金額1,043円が適用されます。

- 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額 1,032円
- 山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金 時間額 1,000円



最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- 1 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 2 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- 3 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しくは、山口労働局賃金室(Tel. 083-995-0372)
または最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署